

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 中小企業基本法の一部改正

1 基本理念

基本理念に、中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならないものとするを新たに規定すること。

2 小規模企業に対する中小企業施策の方針

- 一 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとい

う重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によって地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図るものとする。

二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図るものとする。

三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

3 基本的施策

一 中小企業の経営の革新および創業の促進に係る基本的施策として、国は、中小企業の創業、特に女性や青年による中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の

関心及び理解の増進に努めるものとする。

二 中小企業の経営基盤の強化に係る基本的施策として、国は、中小企業者がその事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における事業の展開に関する情報の提供及び研修の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、中小企業者が供給する魅力ある商品又は役務に対する海外における関心及び理解の増進に努めるものとする。

三 中小企業の経営基盤の強化に係る基本的施策として、国は、中小企業の情報通信技術の活用を推進するため、情報通信技術の活用に関する情報の提供の充実、情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

四 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に係る基本的施策として、国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第一条関係)

第二 中小企業信用保険法の一部改正

1 用語の定義

この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けるものとする。

2 小規模企業者の範囲の弾力化

この法律における「小規模企業者」に関し、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うものを追加すること。

3 普通保険等に係る債務の保証の対象の拡充

株式会社日本政策金融公庫が行う普通保険等に関し、その保険関係に係る債務の保証の対象となる借入れに電子記録債権の割引を追加する等の措置を講ずるものとする。

4 その他

その他所要の措置を講ずるものとする。

(第二条関係)

第三 中小企業支援法の一部改正

1 目的

この法律は、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度及び中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与することを目的とすること。

2 情報提供体制の整備

一 認定情報提供機関

経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、次に規定する業務（以下「情報提供業務」という。）を行う者であつて、情報提供業務の内容及び実施体制に関する事項並びに情報提供業務の実施に当たって配慮すべき事項について経済産業大臣が定める指針に適合すると認められるものを、その申請により、自らの事業として中小企業に有用な情報を適切に提供することができる者として認

定することができるものとする。

(1) 次に掲げる情報を収集して整理し、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により、中小企業者の依頼に応じて提供すること。

イ 中小企業支援事業その他の中小企業の経営資源の確保を支援する事業の内容及びその実施の状況に関するもの

ロ 中小企業の経営診断の業務に従事する者の当該業務の内容及びその実施の状況に関するもの

ハ 中小企業の事業活動の実施に協力する事業者等の当該協力の内容及びその実施の状況に関するもの

(2) 前号に掲げる業務に関し、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。

二 変更の認定

認定情報提供機関は、変更があつたときは遅滞なく、変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬものとする。

三 改善命令

経済産業大臣は、認定情報提供機関の情報提供業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定情報提供機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

四 認定の取消し

経済産業大臣は、認定情報提供機関が三の命令に違反したときは、その認定を取り消すことができるものとする。

五 中小企業信用保険法の特例

一の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であつて、情報提供業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該

認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用するものとする。

六 独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報提供機関協力業務

独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行うこと。

七 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中小企業支援事業に関する情報の提供その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行うこと。

3 その他

その他所要の措置を講ずるものとする。

(第三条関係)

第四 小規模企業共済法の一部改正

1 小規模企業者の範囲の弾力化

この法律における「小規模企業者」に関し、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める

数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの等を追加すること。

(第四条関係)

第五 下請中小企業振興法の一部改正

1 用語の定義

一 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものとし、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者というものとする。

二 この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者

との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業とすること。

2 振興基準

一 振興基準に定めるものに関し、下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項及び下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項を追加すること。

二 振興基準は、小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならないものとする。

3 特定下請連携事業計画

一 二以上の特定下請事業者は、共同で行おうとする特定下請連携事業に関する計画（二以上の特定下請事業者が会社（一又は二以上の当該特定下請事業者が資本金の額又は出資の総額の二分の一以上を出資しているものに限る。以下「特定会社」という。）と共同で特定下請連携事業を行おうとする場合にあつては、当該二以上の特定下請事業者が当該特定会社と共同で行う特定下請連携事業に関するものを含む。以下「特定下請連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、

代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その特定下請連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された特定下請連携事業計画が、振興基準に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた特定下請連携事業計画の変更の認定及び認定（変更の認定を含む。）を受けた特定下請連携事業計画の認定の取消しについて規定すること。

4 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けたものについて、保険の付保限度額の別枠化等の措置を講ずるものとする。

5 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法に規定する事業のほか、中小企業者が認定特定下請連携事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行うことができるものとする。

6 その他

その他所要の措置を講ずるものとする事。

(第五条関係)

第六 沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

1 沖縄振興開発金融公庫の業務の追加

沖縄振興開発金融公庫の業務として、沖縄振興開発金融公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを追加すること。

2 その他

その他所要の措置を講ずるものとする事。

(第六条関係)

第七 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正

1 小規模事業者の範囲の弾力化

この法律における「小規模事業者」に関し、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの等を追加すること。

(第七条関係)

第八 株式会社日本政策金融公庫法の一部改正

1 株式会社日本政策金融公庫の業務の追加

株式会社日本政策金融公庫の業務として、株式会社日本政策金融公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを追加すること。

(第八条関係)

第九 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

1 小規模企業者等設備導入資金助成法を廃止すること。

(第九条関係)

第十 附則

1 この法律の施行期日について規定すること。

2 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止等に伴う経過措置について規定すること。

3 その他所要の措置を講ずるものとする。

(附則第一条から第二十四条関係)